

第6章 計画の実現に向けて

第6章 計画の実現に向けて

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の充実

庁内の関係部局で構成する「尾道市男女共同参画行政推進協議会」において計画の総合調整及び庁内の連携を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 尾道市男女共同参画審議会との連携

市民や事業者の代表、学識経験者等から構成する「尾道市男女共同参画審議会」に、本計画の推進状況の点検及び評価も含め、広く意見を求め、施策に反映していきます。

2 関係機関、市民、関係団体等との連携・協働

(1) 国・県・関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、国、県、関係機関と連携を図り、効果的に施策を実施します。

(2) 市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

男女共同参画社会の実現のために、市民、市民団体、事業者、教育に携わる者と連携を図り、協働により計画を推進します。また、活動に取り組むための環境を整備します。

